

平成 21 年 4 月 1 日
海上自衛隊達第 16 号

海上訓練指導隊の編制に関する訓令（平成 14 年海上自衛隊訓令第 9 号）第 13 条の規定に基づき、海上訓練指導隊の内部組織に関する達を次のように定める。

海上訓練指導隊の内部組織に関する達

（総務科）

第 1 条 横須賀海上訓練指導隊及び佐世保海上訓練指導隊の総務科に、総務係を置く。

（訓練科）

第 2 条 訓練科に、次の 2 係及び補給衛生班を置く。

訓練係

教材係

2 前項に規定するもののほか、横須賀海上訓練指導隊の訓練科に、F-NAT 班を置く。

（砲雷科）

第 3 条 砲雷科に、次の 3 班を置く。

射撃班

水雷班

運用班

（船務航海科）

第 4 条 船務航海科に、次の 4 班を置く。

船務班

航海班

通信班

電子整備班

（機関科）

第 5 条 機関科に、次の 4 班を置く。

ガスタービン班

ディーゼル班

電機班

応急工作班

第 6 条 削除

（指導部）

第7条 海上訓練指導隊の編制に関する訓令（平成14年海上自衛隊訓令第9号）

第5条に規定するもののほか、指導部に、任務講習班を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、横須賀海上訓練指導隊指導部に、立入検査班を置く。

（班長及び係長）

第8条 班に班長を、係に係長を置く。

- 2 班長又は係長は、部長又は科長の命を受け、班又は係の分掌事務を掌理する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日海上自衛隊達第11号）

この達は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（令和2年9月30日海上自衛隊達第47号）

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日海上自衛隊達第16号）

この達は、令和6年3月21日から施行する。